

本庄市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

融資利子及び信用保証料補給事業に係る Q & A

令和 2 年 5 月 1 5 日改定

問 1. 個人事業主の場合、市外に住んでいますが、市内で事業を営んでいる場合は対象となりますか？

答 1. 市内に主たる事業所があり事業を営んでいる場合は、市外に住んでいても市の補給制度の対象となります。

問 1 - 2. 法人の本店が市外で、市内にも事業所がある場合は対象となりますか？

答 1 - 2. 本店、主たる事業所が市外にある場合、市内に事業所があっても市の補給制度の対象となりません。

問 1 - 3. 令和 2 年 3 月から融資の償還が開始していますが、対象となりますか？

答 1 - 3. 令和 2 年 2 月 1 日以降に実行された融資が対象となります。申請書の審査の結果、承認されれば補給の対象となります。

問 2. 創業 1 年未満の事業者の場合は対象となりますか？

答 2. 県の制度融資では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に限り、県内 1 年以上の事業歴を必要とする規定を緩和する措置を設けるとのことですので、緩和措置により融資を実行された事業者であれば市の補給制度の対象となる可能性があります。

問 3. 市の補給事業の対象となる融資は何ですか？

答 3. 埼玉県が実施している中小企業者制度融資のうち、新型コロナウイルス感染症に係る融資が対象となります。具体的には経営安定資金（災害復旧関連（セーフティネット 4 号案件）・特定業種関連（セーフティネット 5 号案件））・経営あんしん資金（新型コロナウイルス特例）が対象となります。なお、5 月 1 日から新たに開始された「埼玉県新型コロナウイルス感染症

対応資金」は、国による保証料・利子の減免制度の対象となりますので、市の補給事業の対象とはなりません。

問4. 5月1日から新たに開始された「埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金」とは、どんな制度ですか？

答4. 国の補正予算が成立したことに伴い、個人事業主や小・中規模事業者を対象に、新たに開始された埼玉県の制度融資です。この資金を利用した場合、一定の売上高等の減少を満たすと、当初3年間無利子となり、信用保証料についても半額又はゼロとなります。金融機関や信用保証協会に直接補助されますので、補給対象期間中は、事業者が支払う利子や信用保証料はありません。対象の要件は以下のとおりです。

〔対象要件〕

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）

売上高等前年同月比▲5%以上減少・・・利子及び信用保証料全額補助

②小・中規模事業者（①除く）

売上高等前年同月比▲5%以上減少・・・信用保証料1/2補助

売上高等前年同月比▲15%以上減少・・・利子及び信用保証料全額補助

〔融資上限〕3,000万円 〔担保〕無担保

〔据置期間〕5年以内 〔利子補給期間〕当初3年間

問5. 利子の補給期間はいつまでになりますか？

答5. 利子の支払いが始まった月（据置期間を含みます。）から3年間（36回分）が対象となります。

問6. 利子は全額補給されるのですか？

答6. 市の補給事業の対象となる埼玉県の融資制度を借り入れた場合は、借入額が5,000万円までであれば、利子の償還開始から3年間は支払った利子の全額が補給されます。

問6-2. 補給の対象となる融資上限額（利子：融資額5,000万円分、信用保証料：融資額2,000万円分）は1事業者あたりの上限額ですか？

答6-2. 1事業者あたりの上限額となります。例えば、1つの事業者が

1 件目の融資額が 1,000 万円、2 件目の融資額が 5,000 万円の場合、1 件目の融資は利子、信用保証料ともに全額、2 件目の融資は利子は 4,000 万円分まで、信用保証料は 1,000 万円分までが補給の対象となります。

問 7. 例えば、借入額が 8,000 万円の場合、利子と信用保証料の全額が市の補給制度が対象となるのですか？

答 7. 埼玉県が実施している中小企業者制度融資のうち、新型コロナウイルス感染症に係る融資（経営安定資金・経営あんしん資金）を借り入れた場合は、利子額に対しては融資額 5,000 万円分（利子の償還開始から 3 年間）、信用保証料に対しては融資額 2,000 万円分について、市の補給制度の対象となります。

問 7 - 2. 「埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金」と「経営安定資金又は経営あんしん資金」は重複して融資を受けることはできるのですか？

答 7 - 2. 例えば、「埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金」で 3,000 万円、「経営安定資金又は経営あんしん資金」で 5,000 万円の融資を受けた場合は、それぞれの資金の補給対象となる融資上限額の範囲内で利子及び信用保証料が補給されます。具体的には、「埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金」で借り入れた分は、当初 3 年間は無利子、信用保証料は半額又はゼロとなる制度融資です。（無利子・信用保証料ゼロの場合は、補給期間中は事業者の方の利子及び信用保証料の支払いはありません。）「経営安定資金又は経営あんしん資金」で借り入れた分は、支払い利子に対しては融資額 5,000 万円分まで、信用保証料に対しては融資額 2,000 万円分については、支払後に市に申請することで、市から補給されます。（一度、利子及び信用保証料の支払いが必要です。）

問 8. 埼玉県制度融資のうち、経営あんしん資金（新型コロナウイルス感染症特例）を利用した場合は、市の補給制度の対象となりますか？

答 8. 経営あんしん資金（新型コロナウイルス感染症特例）は、市の補給制度の対象となります。※経営あんしん資金は、市によるセーフティネット保証・危機関連保証の認定は不要です。

問 9．信用保証料は全額が補給されるのですか？

答 9．信用保証料を融資実行時に全額支払いをした場合には、借入額が 2,000 万円までであれば、初回の補給金の申請時に、支払利子と同時に申請いただくことで全額が補給されます。なお、信用保証料を分割で支払っている場合は、利子補給と同じく 3 年間で補給期間となります。

問 10．市にはいつ申請すればよいのですか？

答 10．融資が実行されたら、まずは、承認申請書に添付資料等を添えて市に申請をしてください。

（申請に必要な様式や添付資料等については、市のホームページからダウンロードできます。また、本庄市役所（4 階）商工観光課、児玉総合支所（2 階）環境産業課、本庄商工会議所、児玉商工会でも申請書等を配布しています。

問 11．市からの補給金はいつ振り込まれるのですか？

答 11．1 月から 12 月まで支払った利子分を、翌年の 2 月までに市に申請していただきます。申請内容を確認後、指定の口座に振込みいたします。

問 12．融資額が市の補給事業の対象となる上限を超えている場合、補給金はどのように支払われますか？

答 12．融資額が市の補給事業の対象となる上限（利子：融資額 5,000 万円分まで・信用保証料：融資額 2,000 万円分まで）を超えている場合は、それぞれの支払額を按分して計算します。

【按分のイメージ】

融資額が 8,000 万円の場合、支払利子額 $\times 5,000/8,000$ 、信用保証料額 $\times 2,000/8,000$ で求めた額＝市からの補給金の額。